

指定第1号介護予防支援事業所 和歌山市地域包括支援センター和佐 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿敬会が開設する和歌山市地域包括支援センター和佐（以下「事業所」という。）が行う第1号介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業員（以下「担当職員」という。）が、事業対象者に対し、適正な指定第1号介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される第1号訪問事業又は第1号通所事業が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の介護保険サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和歌山市地域包括支援センター和佐
- (2) 所在地 和歌山市井ノ口302-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮・命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員 3名以上（保健師等、主任介護支援専門員等、社会福祉士等各1名以上を含むものとする。）

担当職員は、第1号介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定第1号介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定第1号介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 提供方法

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年規則第95条）第89条から91条の規定に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定するセンター内相談室又は自宅その他必要と認められる場所とする。

(3) サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅その他必要と認められる場所とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を第1号訪問事業又は第1号通所事業の担当者（以下「担当者」という）と共有するとともに、介護予防ケアマネジメントの原案の内容について担当者から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌日から起算して3月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、和歌山市西和佐・和佐・小倉地区とする。

(利用料等)

第8条 指定第1号介護予防支援を実施した場合の利用料の額は、和歌山市が定める基準の額とし、当該指定第1号介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は不要であるが、そうでないときは全額とする。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の確認をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 担当職員等は、利用者に対する指定第1号介護予防支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定第1号介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、関係市区町村及び国民健康保険団地連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の保存期間)

第12条 指定第1号介護予防支援の提供に関する記録を整備し、指定第1号介護予防支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は担当職員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年6回

- 2 担当職員は、職員であるうちはもちろんのこと、職員でなくなった後も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿敬会、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月 21日から施行する。

この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 21日から施行する。